

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和7年7月22日

九十九里地域水道企業団
企業長 鹿間 陸郎

1 一般競争に付する事項

- (1) 業 務 名 長柄浄水場管路点検業務委託
- (2) 業 務 場 所 市原市古都辺591番地3～茂原市真名1720番地
長生郡長柄町山之郷482番地109地先～茂原市大沢
1225番地
- (3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
- (4) 業 務 期 限 令和8年3月9日限り
- (5) 業 務 の 概 要
 - ア 目的
本業務は、長柄浄水場（Ⅰ）（Ⅱ）導、送水管路の仕切弁・空気弁・弁室等の点検
清掃を行うものである。
 - イ 概要
 - (ア)（Ⅰ）導水管路点検 1式
 - (イ)（Ⅱ）導水管路点検 1式
 - (ウ)（Ⅰ）送水管路点検 1式
 - (エ)（Ⅱ）送水管路点検 1式
- (6) 予 定 価 格 落札決定後公表
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 契約保証金 無
- (10) 業務費内訳書 提出（本業務内訳書及び第1号～第2号内訳書）
- (11) 前・中間支払金 対象としない

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本業務の公告日前に効力を有する令和6・7・8年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、(大分類)32・施設等運転管理他、(中分類)5・水道管路点検について希望の登録がある者。
- (2) 本業務の公告日から本業務の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本業務の公告日前に千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県に本店又は支店等(契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限を受けている者を置く。)がある者。
- (4) 本業務において、現場代理人及び当該業務に関し、主として指揮・監督を行う主任技術者(開札日現在3か月以上の雇用関係にある者)を配置できる者。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 令和7年8月8日(金) 午前・~~午後~~ 11時00分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 令和7年8月7日(木)午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802

東金市東金769番地2

九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒(角形2号程度)及び中封筒(長形3号程度)の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 指定した郵送先

(イ) 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合) 在中の旨

(ウ) 公告した業務名

(エ) 公告した業務場所

(オ) 開札日

(カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 入札書在中の旨

(イ) 公告した業務名

(ウ) 公告した業務場所

(エ) 開札日

(オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。封筒の封は糊付けをお願いします。

6 業務費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、業務費内訳書の提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア 入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ 業務費内訳書に業務名、業務場所の記載がない場合。

ウ 業務費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本業務内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

(2) 業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

7 入札回数

入札の回数は3回とする。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

(1) 提出期限 令和7年7月25日（金）午後5時まで

(2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班

TEL 0475-54-0631

FAX 0475-54-2068

(3) 回答 質問に対する回答は令和7年7月29日（火）にホームページに掲載します。

9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。

- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。

ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。

- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。

なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 現場代理人及び主任技術者の資格を証明するもの。（開札日現在3か月以上の雇用関係の証明含む）

13 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。

- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。

- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。

- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。

- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

令和 7 年度

長柄浄水場管路点検業務委託

設 計 書

総括表

九十九里地域水道企業団			業務番号		九水企委令7第8号		提出年月日						
課長		副課長		場長		副場長		班長		審査		設計	
年度 科目	令和7年度		款 水道用水供給事業費用			項 営業費用			目 原水及び浄水費		節 委託料		
業務名		長柄浄水場管路点検業務委託											
業務場所		市原市古都辺591番地3～茂原市真名 1720番地、長生郡長柄町山之郷482番地 109地先～茂原市大沢1225番地						業務施行方法			請負		
								業務期限			令和8年3月9日限り		
設計金額				円									
業務価格				円									
消費税相当額				円									

設

本業務は、長柄浄水場（Ⅰ）（Ⅱ）導、送水管路の仕切弁・空気弁・弁室等の点検清掃を行うもので、その概要は下記のとおりである。

計

記

1. （Ⅰ）導水管路点検 1 式
（延長 4. 3 k m 空気弁 1 1 箇所 仕切弁 4 箇所）
2. （Ⅱ）導水管路点検 1 式
（延長 4. 3 k m 空気弁 1 5 箇所 仕切弁 1 箇所）
3. （Ⅰ）送水管路点検 1 式
（延長 3. 9 k m 空気弁 7 箇所 仕切弁 2 箇所）
4. （Ⅱ）送水管路点検 1 式
（延長 8. 0 k m 空気弁 2 7 箇所 仕切弁 4 箇所）

説

—以上—

明

本 業 務 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本業務費								
	直接業務費							
		弁室等点検清掃業務		式	1			第 1 号内訳書参照
	直接業務費計							
		安全費(その他)	率計上	式	1			
		安全費	積上げ	式	1			第 2 号内訳書参照
	業務原価							
		諸経費		式	1			
	業務価格							
		消費税相当額		式	1			
業務費計								

第 1 号内訳書 弁室等点検清掃業務

1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
弁室等点検清掃工	仕切弁・空気弁	回	2			第 1 号単価表参照
報告書作成工	仕切弁・空気弁	回	2			第 2 号単価表参照
計						

第 2 号内訳書 安全費

積上げ

1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員		回	2			第 3 号単価表参照
計						

第 1 号 単価表

弁室等点検清掃工

仕切弁・空気弁

1 回 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
弁室等点検清掃工	弁室等点検清掃業務	箇所	71			第 4 号単価表参照
計	1回 当り					

第 2 号 単価表

報告書作成工

仕切弁・空気弁

1 回 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
報告書作成工	弁室等点検清掃業務	箇所	71			第 5 号単価表参照
計	1回 当り					

第 3 号 単価表

交通誘導員

1 回 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		人				
計	1回 当り					

第 4 号 単価表

弁室等点検清掃工

弁室等点検清掃業務

1 箇所 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
調査技師		人				
調査補助員		人				
ガソリン	レギュラー	L				
ライトバン	二輪駆動 乗車定員5名排気量1.5L	h				
ライトバン	二輪駆動 乗車定員5名排気量1.5L	供用日				
水中ポンプ運転工	弁室等点検清掃業務 φ50mm 1.5kw	日				第 6 号単価表参照
損耗品及び損料		式	1			
諸雑費		式	1			
	1 日当り					
	1 箇所当り					

第 5 号 単価表

報告書作成工

弁室等点検清掃業務

1 箇所 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
調査技師		人				
調査助手		人				
諸雑費		式	1			
	1 日当り					
	1 箇所					

第 6 号 単価表

水中ポンプ運転工

弁室等点検清掃業務
φ 50mm 1.5kw

1 日 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L				
工事用水中モーターポンプ	普通型(潜水ポンプ) 口径φ50mm全揚程15m	日				
発動発電機	ガソリンエンジン駆動 定格容量2kVA	日				
諸雑費		式	1			
計	1 日 当り					

長柄浄水場管路点検業務委託

特 記 仕 様 書

九十九里地域水道企業団

第1章 一般共通事項

1. 本特記仕様書によって施行する業務は、長柄浄水場管路点検業務委託で、設計書及び工事等共通仕様書、関係法令等に基づき九十九里地域水道企業団監督職員（以下監督職員という。）の指示に従い施行すること。
2. 受注者は、業務期限を厳守し、同期間内に完成させること。
3. 受注者は、業務施行に先立ち、業務計画書を作成し、監督職員に提出すること。
4. 設計図書に明示ない事項で疑問を生じた場合は、監督職員と協議することとし、施行上若しくは技術上、当然必要と認められるものについては、受注者の責任において施行すること。
5. 当企業団は、必要に応じて業務の増減、変更又は中止を命ずることができる。
また、業務施行上、設計変更が生じた場合においても、これらの場合における業務委託料の増減は、契約書に基づき当企業団及び受注者両者協議のうえ、当企業団単価及び積算基準により行うものとする。
6. 受注者は、業務施行にあたり、業務に関する諸法規、関係諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、安全対策に十分留意すること。
7. 業務施行にあたり、資格を必要とする作業は、それぞれ有資格者が施行すること。
8. 業務用機械、器具等は、設計図書に指定されている場合は、これに適用するものを使用すること。
ただし、業務施行にあたり、より条件に合った機械、器具がある場合は監督職員の承諾を得て使用することができる。
9. 業務施行に際し、障害となる既設構造物その他に対しては、監督職員と協議のうえ防護又は一時移転を行うこと。
万一損害を与えた場合は、受注者の責任において一切を処理すること。
10. 本業務に関連して、他の業務及びその他交渉の必要が生じたときは、監督職員に連絡し、関係者による協議を実施し業務の進捗を図ること。
11. 就業時間は、平日午前8時30分より午後5時迄とし、土曜日、日曜日及び祝日は休日とする。
ただし、平日以外または就業時間外に作業を行う必要を生じた場合は、監督職員にその内容を説明し、書面により承諾を得たうえで実施することができる。
また、現場作業時間については公道であることから所轄警察署からの道路使用許可条件を遵守すること。
12. 作業中は、現場の整理整頓を行い常に安全な状態で施行すること。
また、作業終了後は清掃を行い現場の美化に努めること。
13. 受注者は、当企業団の定める工事記録写真撮影要領により写真を撮影し、完了図書とともに提出すること。
14. 業務完了検査にあたり、現場代理人及び主任技術者は当該検査に立ち会わなければな

らない。

第2章 業務仕様

1. 業務概要

本業務は、当企業団にて管理している仕切弁、空気弁、弁室等の機能を正常に維持するため、これらの点検を行うものである。

2. 業務範囲

(1) (I) 導水管路 (約4.3 km)

ア 空気弁		11箇所
双口空気弁φ100 (NDA2～5、8～10)	7個	
急速空気弁φ100 (NDA1、1-2、6、7)	4個	
イ 仕切弁		4箇所
仕切弁 (スルース弁) φ700 (NDV2)	1個	
仕切弁 (バタフライ弁) φ700 (NDV2-2、3、6)	3個	

(2) (II) 導水管路 (約4.3 km)

ア 空気弁		15箇所
急速空気弁φ200 (NDA19、22)	2個	
急速空気弁φ100 (NDA11～18、20、21、23、24)	12個	
急速空気弁φ100 (NSA2) (取水管路)	1個	
イ 仕切弁		1箇所
仕切弁 (バタフライ弁) φ800 (NDV17)	1個	

(3) (I) 送水管路 (約3.9 km)

ア 空気弁		7箇所
双口空気弁φ100 (NMA2～8)	7個	
イ 仕切弁		2箇所
仕切弁 (バタフライ弁) φ700 (NMV2、4)	2個	

(4) (II) 送水管路 (約8.0 km)

ア 空気弁		27箇所
急速空気弁φ100 (NOA1～27)	27個	
イ 仕切弁		4箇所
仕切弁 (バタフライ弁) φ800 (NOV1、2、5、6)	4個	

3. 点検内容

本業務における適用範囲は、下記の作業項目とする。

(1) 準備・片付け

酸素濃度計及び送風機等作業に必要な機器類の点検、作業影響範囲の清掃

(2) 現場間の移動

現場間の移動に伴い、導・送水管路上及びその付近で漏水等の異常が無いか確認

(3) 空気弁室及び仕切弁室の点検

ア 蓋の開閉操作性・逸脱防止機能の点検、受枠の清掃等、蓋の機能確認

イ 溜まり水の排水、土砂の撤去等、弁室の内部清掃

(4) 空気弁の点検

漏水の有無

(5) 仕切弁の点検

漏水の有無

(6) 報告書作成

ア 業務報告書（作業日報、写真、状況報告書）

イ その他、監督職員の指示するもの

4. その他

(1) 本業務は、業務期限内に2回実施するものとする。実施時期は監督職員の指示による。

また、1回目の時期については、稲刈り後とし、1回目・2回目の期間は、原則4か月以上空けること。

(2) 作業実施前までに所轄の警察署から道路使用許可を受けること。

(3) 漏水、異常等を発見した際には、速やかに監督職員に報告すること。

(4) 提出書類

ア 業務着手届（工程表含む）	1部
イ 業務主任技術者等選任通知書（経歴書、資格書類等含む）	1部
ウ 業務計画書	1式
エ 腸内細菌検査結果写し	1部
オ 業務写真（2回分）	1式
カ 業務報告書（2回分）	1式
キ 業務完了届（紙媒体（1部）、電子納品（2枚））	1式
ク その他、監督職員の指示する書類	1式

第3章 建設副産物対策

1. 建設副産物の処理に当たっては、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適正に行わなければならない。
2. 建設副産物対策を適切に実施するため、業務現場における責任者を明確にし、計画内容等を現場担当者に周知徹底しなければならない。
3. 業務現場において、建設廃棄物の処理方法毎に分別し、保管基準を遵守し、適切に保管しなければならない。

4. 建設廃棄物の再利用及び減量化のできないものについては、廃棄物処理法に基づき適正に処理しなければならない。
5. 弁室等の清掃に伴うゴミ、土砂については、土嚢袋等に入れ監督職員の指示した場所まで運搬するものとする。

第4章 特記事項

1. 注意事項

- (1) 業務場所は道路（公道）に設置してある導・送水管関連設備であることから、業務範囲以外の施設、敷地へ立ち入らないこと。
- (2) 作業員名簿を提出し、作業員等の管理を徹底すること。
- (3) 作業開始前は、作業内容・作業人員を報告すること。
なお、作業終了後についても同様とし、報告後退場すること。
- (4) 隣接場所において別途工事がある場合は、これら関係者と相互に調整のうえ業務を施行すること。
- (5) 機械器具の管理徹底を図ること。
- (6) 火気については十分注意すること。

2. 衛生管理

- (1) 水道施設での施行に当たっては、水道法その他関係法令を遵守し、衛生管理に十分留意すること。
- (2) 取水場、浄水場等その他これらに準じる水道施設は飲料水を取り扱うので、衛生には十分注意し、また、油脂や薬剤等、飲料水や水道施設に汚染を及ぼすものは取り扱いに注意しなければならない。
- (3) 水道法第21条第1項に基づき受注者は、作業従事者の健康診断（細菌検査）について、次のとおり受検させること。

ア 検査対象者

直接水に触れる作業をする者及び監督員が指定する者。

イ 健康診断項目

〇157、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス。

ウ 提出書類

アに該当する作業従事者については、作業従事者健康診断書結果の写し（細菌検査）を監督員に提出すること。

その他、監督職員の指示によるものとする。

エ 検査の実施時期

現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね6か月ごとに行うこと。

3. 施行管理

(1) 業務施行に際し、専門技術・知識及び経験を有する技術者による施行管理を行うこと。

(2) 本業務の施行にあたり、現場代理人は現場に常駐して業務の全てを管理すること。

4. 関連工事との協調

本業務は、道路（公道）に設置してある導・送水管関連設備での施行となるため、近くで他工事と競合する場合、監督職員及び工事施工業者と調整のうえ施行すること。

また、近くに民家がある場合、迷惑のかからぬよう十分注意して施行すること。

5. 用地の使用

受注者は、業務施行のために企業団用地を使用するときは、施設管理者の承諾を受けなければならない。

6. 現場管理

(1) 交通の安全確保

ア 受注者は、「道路工事保安施設設置基準」（国土交通省（最新版））に基づき適切な交通管理を行い、安全確保に万全を期さなければならない。

イ 所轄警察署からの道路使用許可条件を遵守すること。

ウ 点検において配置する交通誘導員は、下表の通りとする。

配置箇所	交通誘導員	作業区分	備考	期間
公道上の 1点検箇所	2人/箇所	昼間作業	交代要員なし	点検日数

(2) 労働安全衛生法・酸素欠乏症等防止規則等、必要な関係法規を遵守すること。

また、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任するとともに、作業員については特別教育を実施した者を作業に従事させること。

(3) 施行中の安全確保に関しては、常に業務の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

なお、災害及び事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告すること。

(4) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努めること。

(5) 業務の施行の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように周辺環境の保全に努めること。

7. 養生・後片付け

既設設備等については、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うとともに、業務完了後は、施行範囲および業務影響範囲の後片付け及び清掃を行うこと。

個人情報取扱特記事項

第1章 個人情報取扱特記事項

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

2. 事務従事者への周知及び監督

(1) 事務従事者への監督

受注者は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(2) 事務従事者への周知

受注者は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

ア 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと。

イ 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと。

3. 個人情報の取扱い

(1) 収集の制限

受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(2) 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(3) 漏えい、滅失及びき損の防止等

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(4) 持ち出しの制限

受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務を発注者が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(5) 目的外利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(6) 複写又は複製の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報

が記録された機器等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

4. 再下請の制限

受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

5. 事故発生時における報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

6. 機器等の返還等

受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された機器等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

7. 発注者の調査、指示等

(1) 調査、指示等

発注者は、受注者がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、発注者は、受注者に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(2) 公表

発注者は、受注者がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、受注者の名称等の必要な事項を公表することができる。

8. 契約の解除及び損害の賠償

(1) 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び受注者に対して損害の賠償を請求することができる。

ア 受注者又は受注者の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき。

イ 受注者がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

注 本契約においては、特定個人情報(個人番号等)は一切取り扱わないものとする。

電子納品に関する特記仕様書

第1章 電子納品に関する特記事項

1. 一般事項

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「業務の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは次項以降の内容に基づいて作成した電子データを指す。

2. 電子納品対象書類

業務計画書、各種業務打合せ簿、完了図面、業務完了図書、写真帳を基本とし、その他納品が必要と思われる書類は協議の上、電子化対象とする。

3. 電子化方法

(1) 図面データ

監督員と協議の上決定したファイル形式で保存したものを提出すること。

(2) 業務完了図書及び写真帳

作成した書類をPDFとして保存したものを提出すること。

(3) その他の書類

押印済みの書類をスキャニングし、PDF化したものを提出すること。

4. 提出方法

(1) 媒体

原本性確保の観点から、電子納品の媒体を光学ディスクとする。

(2) ラベル

ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないように留意すること。

(3) コンピュータウイルス対策

電子成果品作成時には事前協議チェックシートに記載のウイルス対策ソフトの最新のウイルス定義ファイルに更新したうえでウイルスチェックを行い、ウイルスがないことを確認すること。その後ウイルスチェックに関する情報を記載すること。

(4) ファイル構成

電子化したデータに各々のファイルが判別しやすい名前を付けたうえで、種類ごとにフォルダ分けをすること。

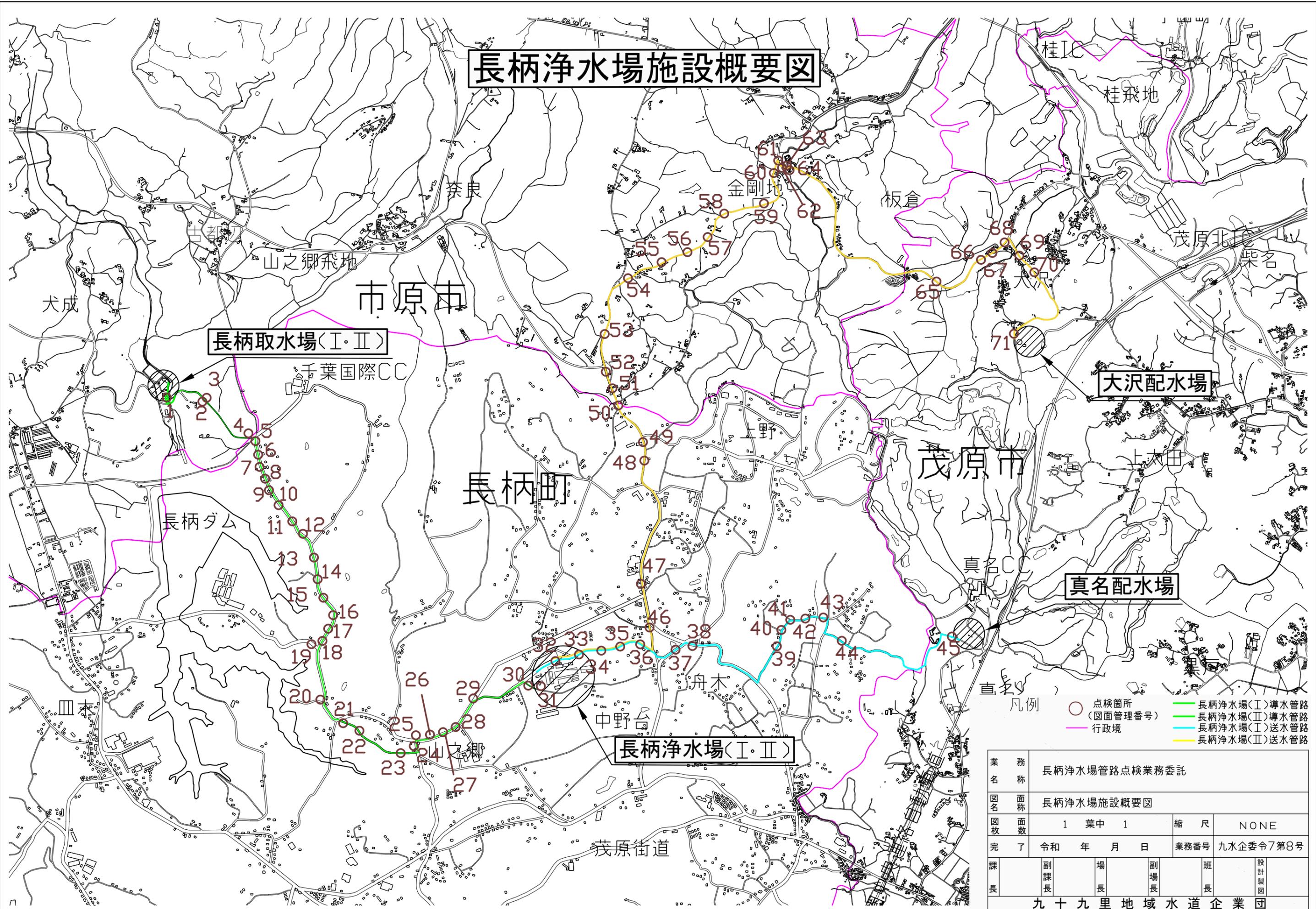
(Ⅱ)導水管路【空気弁】

施設名	記号	口径(mm)	型式	設置年度	補修弁・副弁	施設場所	弁室構造	蓋構造等	図面 管理番号
空気弁	NDA11	100	急速	H9	キャップ式	市原市古都辺534番地先	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	3
空気弁	NDA12	100	急速	H10	キャップ式	長生郡長柄町山之郷405番地109地先	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	6
空気弁	NDA13	100	急速	H7	キャップ式	長生郡長柄町山之郷405番地109地先	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	9
空気弁	NDA14	100	急速	H7	キャップ式	長生郡長柄町山之郷405番地110地先	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	11
空気弁	NDA15	100	急速	H7	キャップ式	長生郡長柄町山之郷405番地46地先	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	13
空気弁	NDA16	100	急速	H7	キャップ式	長生郡長柄町山之郷405番地113地先	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	15
空気弁	NDA17	100	急速	H7	キャップ式	長生郡長柄町山之郷322番地先	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	17
空気弁	NDA18	100	急速	H7	キャップ式	長生郡長柄町山之郷308番地3地先	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	20
空気弁	NDA19	200	急速	H8	キャップ式	長生郡長柄町山之郷215番地2地先	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	23
空気弁	NDA20	100	急速	H8	キャップ式	長生郡長柄町山之郷234番地8地先	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	24
空気弁	NDA21	100	急速	H8	キャップ式	長生郡長柄町山之郷237番地先	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	25
空気弁	NDA22	200	急速	H8	キャップ式	長生郡長柄町山之郷237番地先	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	27
空気弁	NDA23	100	急速	H8	キャップ式	長生郡長柄町山之郷233番地58地先	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	29
空気弁	NDA24	100	急速	H8	キャップ式	長柄町山之郷地先 (浄水場入口正門前)	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	30
空気弁	NSA2	100	急速	H9	キャップ式	市原市古都辺591番地3地先	コンクリート ブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	1

(Ⅱ)送水管路【空気弁】

施設名	記号	口径(mm)	型式	設置年度	補修弁・副弁	施設場所	弁室構造	蓋構造等	図面管理番号
空気弁	NOA1	100	急速	H9	キャップ式	長生郡長柄町山之郷483番地5地先	コンクリートブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	32
空気弁	NOA2	100	急速	H9	キャップ式	長生郡長柄町中野台56番地先	コンクリートブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	33
空気弁	NOA3	100	急速	H9	キャップ式	長生郡長柄町中野台59番地2地先	コンクリートブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	34
空気弁	NOA4	100	急速	H9	キャップ式	長生郡長柄町中野台62番地3地先	コンクリートブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	35
空気弁	NOA5	100	急速	H9	キャップ式	長生郡長柄町山之郷483番地103地先	コンクリートブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	36
空気弁	NOA6	100	急速	H9	キャップ式	長生郡長柄町山之郷482番地109地先	コンクリートブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	46
空気弁	NOA7	100	急速	H11	キャップ式	長生郡長柄町山之郷482番地53地先	コンクリートブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	47
空気弁	NOA8	100	急速	H11	キャップ式	長生郡長柄町山之郷647番地14地先	コンクリートブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	48
空気弁	NOA9	100	急速	H11	キャップ式	長生郡長柄町山之郷647番地51地先	コンクリートブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	49
空気弁	NOA10	100	急速	H10	キャップ式	長生郡長柄町山之郷647番地48地先	コンクリートブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	50
空気弁	NOA11	100	急速	H10	キャップ式	市原市金剛地1149番地先	コンクリートブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	51
空気弁	NOA12	100	急速	H10	キャップ式	市原市金剛地1149番地先	コンクリートブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	53
空気弁	NOA13	100	急速	H9	キャップ式	市原市金剛地1247番地先	コンクリートブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	54
空気弁	NOA14	100	急速	H9	キャップ式	市原市金剛地1306番地先	コンクリートブロック(丸形)	FCD丸形 φ 900	55

長柄浄水場施設概要図



- 凡例
- 点検箇所 (図面管理番号)
 - 点検箇所 (図面管理番号)
 - 行政境
 - 長柄浄水場(I)導水管路
 - 長柄浄水場(II)導水管路
 - 長柄浄水場(I)送水管路
 - 長柄浄水場(II)送水管路

業務名称	長柄浄水場管路点検業務委託			
図面名称	長柄浄水場施設概要図			
図面枚数	1	葉中	1	縮尺 NONE
完了日	令和	年	月	日
課長	副課長	場長	副場長	班長
九十九里地域水道企業団				